

教職員賠償責任共済

親身な相談初期対応も万全

あなたを ひとりにしません!

これまでに業務中ハツ!としたり、ヒヤツ!としたことはありませんか。この共済は困った時に組合や弁護士とも協力してあなたを支える共済です。

【教職員の損害賠償について】

公務員である教職員が職務上の行為によって、故意または過失により他人に損害を与えた場合、国家賠償法が適用され、学校の設置者(国・地方公共団体)が責任を負うことになります。私立学校の場合でも、民法によって学校経営者の使用者責任が問われます。教職員個人が損害賠償の責任を問われた時は、まず教職員組合・共済会に相談してください。

一方、教職員に重過失がある場合には、その損害賠償金の全部または一部を学校設置者から請求される可能性があります。また、被害者である生徒・保護者が、教職員を民法に基づき訴えることもあります。

教職員賠償責任共済はこのような時(故意を除く)弁護士相談の費用や応訴費用、賠償金を補償します。

2021年4月1日からの補償内容をご紹介します



掛金はいくら? 月 **110円**

教育関係職員の業務中の事故に関わる損害賠償請求に対し、初期相談や初期対応によって迅速な解決をめざすとともに、教育関係職員個人が訴えられた場合の応訴費用や弁護士費用などを補償する制度です。

加入
できる人

- 国公立学校(園)に勤務する65歳以下の教職員で、各共済会が加入を認めた人。
- 65歳以下の再任用者で各共済会が加入を認めた人。
- 65歳以下で各共済会が教職員に準ずる者として加入を認めた人。

注:全教共済のいずれかの共済・保険に加入していることが前提となります。

加入申込 ● 毎月15日申込締切、翌月1日加入

共済期間 ● 加入月~直近の3月31日(以降自動継続)

注:共済期間途中で解約はできません。

注:ご契約の更新案内時に解約の申し出がない限り自動継続となります。



どんな給付があるの?

共済金の種類		給付金額	備考	
初期対応費用 共済金	弁護士による初期相談の費用や損害の防止・軽減に関わる費用負担をした場合 右の給付については、損害賠償の有無を問いません	最高 100万円	1共済期間の限度額(通算)	
		弔慰金	1名につき 20万円 限度(実費)	死亡した場合
		入院見舞金	1名につき 10万円 限度(実費)	入院した場合
		見舞品費用	1名につき 5万円 限度(実費)	お見舞品を購入した費用
損害賠償共済金	通常業務に起因して損害賠償責任を負った場合(求償請求を含む) 以下のものを含みます ・人格権侵害による損害賠償金 ・住民訴訟による損害賠償金 ・国賠法、民法に基づく求償権が行使されたことにより負担する債務	最高 5,000万円	1共済期間の限度額(損害賠償共済金と争訟費用共済金は合算されます)	
争訟費用共済金	訴訟・仲裁・和解・調停についての費用負担をした場合 ・争訟に要する弁護士費用や裁判所提出文書作成費用等			

● 以下の理由による共済契約終了の場合、共済期間終了後5年間は、共済期間中の事由に起因する損害賠償請求について補償期間を延長します。
※中途解約の場合は補償期間の延長はありません。

(1)退職又は任期満了 (2)育児休業 (3)病気休職 (4)長期研修 (5)海外日本人学校への異動 (6)その他、全教中央執行委員会が認めた場合

● 共済金請求の時効は、損害賠償確定日より3年間。見舞金等は事由発生日より3年間。

お支払い
できない場合

〈例〉 ● 児童・生徒に対する暴行に起因する賠償責任 ※ ● 学校の設備・備品を壊した場合の賠償責任
 などくわしくは共済会までお問い合わせください。 ※いずれも、教職員もしくは教育関係職員の指図によるもの